

名古屋港管理組合公報

平成16年3月19日

(金曜日)

号外第182号

目次

告示

- 定例名古屋港管理組合議会の招集…………… 1
- 名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備等事業の優先交渉権者の選定…………… 1

告示

名古屋港管理組合告示第5号

平成16年3月26日午前10時に定例名古屋港管理組合議会議事堂に招集する。

平成16年3月19日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合告示第6号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により、名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備等事業の優先交渉権者（セラヴィリゾートグループ）を選定したので、同法第8条の規定により、優先交渉権者選定の客観的な評価の結果を公表する。

なお、この優先交渉権者の選定の公表については、下記のとおりである。

平成16年3月19日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

記

名古屋港のホームページ：<http://www.port-of-nagoya.jp>

問い合わせ先：名古屋港管理組合建設部総合開発室
（再開発担当）
電話番号(052)654-7973

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合